

島根県DV対策基本計画(第3次改定版) (素案)への パブリックコメント実施結果について

1 パブリックコメントの概要

- (1) 募集期間 平成27年11月24日(火)～平成27年12月24日(木)
- (2) 実施方法 県ホームページ、報道発表、新聞(週間県民だより)等による広報及び県庁及び地方機関等での素案の閲覧等
- (3) 意見件数 1名3団体7項目

2 主な意見と対応方針

基本目標Ⅰ 配偶者からの暴力を許さない社会の実現

意見の要旨	県の考え方
どこに相談していいのかわからないことが問題である。周知広報の徹底を更に図ることが必要。	相談機関等を記載したリーフレット・カード等の配布をはじめ、新聞・TV広告、街頭活動、県民公開講座及び地域での出前講座等を実施して、予防啓発・相談機関の周知をおこなってきました。今後も、あらゆる機会を捉えて引き続き広報を行います。
DV被害者対策が先行しているが、「暴力・DVは許されないことである・やっちはいけないことである」という予防啓発をより重点的に実施して欲しい。実施には暴力への抑止力を期待して警察も加わって欲しい。	DV被害者への支援は緊急かつ安全を要する事柄であり、今後も県としては最優先で取り組んでまいります。ご指摘のあった、警察も加わった予防啓発については、毎年11月に「女性に対する暴力をなくす運動」を、県と県警本部で共催するなど、既に継続して実施しています。計画へは予防啓発施策の所管課に県警本部を追記し、今後も社会情勢に即し、より充実した内容で実施するよう努めます。
「重点目標②加害者更正と予防に係る取組」の中の加害者相談について、人権に関する相談窓口では加害者が相談しづらい印象を受ける。加害者は男性が多い現状を踏まえ、被害者・加害者を含めた敷居の高くない男性相談窓口を設置することがよいと考える。このことは「重点目標⑤ 相談体制の強化」にも記述すべき。	加害者相談について、県としては、国の動向を見守りつつ、状況に応じた加害者相談のあり方について検討してまいります。また、被害者相談については、男性がためらわず相談できるように既存の配偶者暴力相談支援センターの周知を行います。なお、重点目標⑤についても、上記の考え方により既に記載済みです。

基本目標Ⅱ 適切な相談の実施

意見の要旨	県の考え方
匿名情報を受け入れる24時間体制の相談コーナーや女性や子供を早期保護する体制作りを徹底する必要がある。	女性相談センターでは緊急対応を要する電話相談については、24時間対応を行っておりますので、計画に追記するとともに、県民の方に対して、一層の周知を行います。また、女性や子どもの早期保護について、女性相談センター一時保護所や民間シェルター等での一時保護委託及び民間の宿泊施設を利用した配偶者暴力被害者緊急避難支援事業など、被害者等の状況に合わせた弾力的な運用を行っています。
相談をためらう理由として、プライバシーの侵害や個人情報漏洩を恐れていることがある。情報漏洩防止対策をより徹底することが必要。	DVで悩んでいる県民が、安心して相談できるように、今後も個人情報を適切に管理するとともに二次的被害(被害者に対する不適切な対応によって被害者がさらに傷つくこと)を防止し、県として適切な対応に努めます。このことについて、計画に追記し、県民に対してより一層の広報を行います。
相談することで、配偶者からの暴力が更にエスカレートしたり、相談しても解決しないのではと、あきらめる女性が多い。早期解決に万全を期す必要がある。	DV被害者等から安心して相談してもらえよう、相談担当者の資質向上、被害者の状況にきめ細かに対応できるような相談体制の充実・強化及び被害者への適切な対応のために関係機関も含んだ研修等を実施し、適切な相談が実施できるよう今後も努めていきます。

基本目標Ⅲ 被害者の緊急かつ安全な保護の実施

意見の要旨	県の考え方
重点目標⑧現状及び課題「一時保護担当職員の向上」の項目について「一時保護担当職員の資質向上」とすべき。また、同説明文中「～努めています、」を「～努めています。」に改める必要がある。	ご指摘のとおり修正します。